

行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準

(平成 27 年 1 月 19 日付 26 川財運第 717 号)
最近改正 令和 7 年 7 月 1 日付 7 川財運第 394 号

この算定基準は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項による行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等を使用者に負担させる場合の算定方法について定めるものとする。

なお、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項又は同法第 238 条の 5 第 1 項による貸付けに係る光熱水費等を借受人に負担させる場合についても適用することができる。

1 算定方法

光熱水費等については、次のとおり算定する。

(1) 子メーターがある場合

市が支払う月額使用料（基本料金を含む）×当月使用量（子メーター表示）／当月使用量（親メーター表示）

(2) 子メーターがない場合

市が支払う月額使用料（基本料金を含む）×使用許可面積／建物の延床面積

2 電気料算定の特例

飲料等自動販売機に係る電気料については、飲料等自動販売機の年間消費電力量に応じ、飲料等自動販売機 1 台ごとに次表のとおりとする。なお、適用する年間消費電力量は、各年度の 4 月 1 日時点（年度途中に使用許可を開始した場合は開始時点）の規格とする。ただし、年度の途中で年間消費電力量の規格が変更になる場合は、年間消費電力量の規格が変更になる日の翌月（年間消費電力量の規格が変更になる日が 1 日の場合は当月）から電気料を変更する。

年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年額電気料 (うち消費税相当額) (円)
1 - 100	900 (81)	10,800 (981)	1,001 - 1,100	4,900 (445)	58,800 (5,345)
101 - 200	1,300 (118)	15,600 (1,418)	1,101 - 1,200	5,400 (490)	64,800 (5,890)
201 - 300	1,700 (154)	20,400 (1,854)	1,201 - 1,300	5,900 (536)	70,800 (6,436)
301 - 400	2,100 (190)	25,200 (2,290)	1,301 - 1,400	6,300 (572)	75,600 (6,872)
401 - 500	2,500 (227)	30,000 (2,727)	1,401 - 1,500	6,800 (618)	81,600 (7,418)
501 - 600	2,900 (263)	34,800 (3,163)	1,501 - 1,600	7,300 (663)	87,600 (7,963)
601 - 700	3,300 (300)	39,600 (3,600)	1,601 - 1,700	7,700 (700)	92,400 (8,400)
701 - 800	3,700 (336)	44,400 (4,036)	1,701 - 1,800	8,200 (745)	98,400 (8,945)
801 - 900	4,100 (372)	49,200 (4,472)	1,801 - 1,900	8,700 (790)	104,400 (9,490)
901 - 1,000	4,500 (409)	54,000 (4,909)	1,901 - 2,000	9,100 (827)	109,200 (9,927)

※ 使用許可期間に一箇月に満たない期間が発生した場合においても、日割計算は行わない。

3 その他

前 1 及び 2 によることが適当でない場合は、使用状況等を勘案し算定することができる。

附 則

1 この算定基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この算定基準の施行日前に使用許可を開始したものについては、なお従前の例による。

附 則

1 この算定基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この算定基準は、令和３年４月１日から施行する。
附 則
- 1 この算定基準は、令和４年４月１日から施行する。
附 則
- 1 この算定基準は、令和５年４月１日から施行する。
附 則
- 1 この算定基準は、令和６年４月１日から施行する。
附 則
- 1 この算定基準は、令和７年４月１日から施行する。
附 則
- 1 この算定基準は、令和８年４月１日から施行する。